個 人の請求権にかかわる条約解釈のあり方について

最高裁西松建設会社事件判決を素材に―

辛

崇

陽

3 締約後の 中 国 問題

目次

2 1 個人の請求権に 日本政府の立 の提起 か かわる条約解釈の諸

実践

3 山西省性暴力被害者訴訟第一審判決 関釜元慰安婦控訴審判 決

西松建設会社事件控訴審判決

4

声明5項に対するあるべき解釈

1 解釈方法の設定

2 締約過程に対する考察

四 r V わ ゆる 「枠組 み .側の立場に対する考察 論の問題

2、「枠組み」論と条約の第三国に対する効力1、「枠組み」論と条約の解釈規則

五、おわりに

、問題の提起

て放棄されているとして、その請求を棄却した。 華人民共和国 西松建設会社事件について、 二〇〇七年四月二七日に、 (以下「中国」とする) 政府が日本国政府と締結した 『日中共同声明』 最高裁第二小法廷(以下「最高裁」とする)は中国人強制連行・ 判決を言い渡し、 中国人戦争被害者の損害賠償請求権は一九七二年九月二九 (以下「声明」とする) によっ 強制労働に関する 月に中

第 14 条 約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、 られた行動から生じた連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、 する連合国の請求権を放棄する。」と第19条(a) 「日本国は、 中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の 九五一年九月八日に日本国と大部分の連合国が締結した『サンフランシスコ平和条約』(以下「サ条約」とする) 上記最高裁判決 (b)「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、 (以下「四:二七判決」とする) はその根拠をいわゆる「枠組み」 戦争から生じ、 連合国のすべての賠償請求権、 また戦争状態が存在したためにと 論に立っている。すなわち、 職務遂行又は行動から生じた 直接軍事 戦争の遂行 かつこの条

る。 すべ 権を相互に放棄する」という枠組みを形成し、 された他 ての請求権を放棄する。」という規定によれば、 の い平和条約についても、 個人の請求権を含むすべての請求権を相互に放棄する旨が明白に定めら かつ日本国とサ条約の当事国にならなかった連合国との間 個人の請求権を含めて戦争の遂行中に生じたすべての れて 締 求

行われ 合に、 どうかが、必ずしも明らかとはいえない」と認定したうえで、「……サンフランシスコ平和条約 か、 えてそのような処理をせざるを得なかったような事情は何らうかがわれず、日中国交正常化交渉に 請求権処理を未定のままにして戦争賠償のみを決着させ、あるいは請求権の対象から個人の請求権を除外した場 となる「請求」 ような観点からの問題提起がされたり、 賠償の請求を放棄することを宣言する。」という規定については、「その文言を見る限りにおいては、 そのうえ、 また、 平 たものと解することはできない。」と判断し、中国人戦争被害者の損害賠 の主体として個人を明示していないからといって、 ·和条約の目的達成の妨げとなるおそれがあることが明らかであるが、 請求権の処理を含むとしても、 最 高裁 の主体が明示されておらず、 は 声 明 5項 「中華人民共和国政 交渉が行われた形跡もない。 中華人民共和国の国民が個人として有する請求権の放棄を含む趣旨 国家間の 介付は、 いわゆる戦争賠償のほかに請求権 サンフランシスコ平和条約の枠組 中 Ė 両国国民の友好のために、 したがって、 日中 償に関する請求は上 日中 共同 共同 声 0 蚏 処理を含む趣旨 吉 0 0 日本国に 明 枠組 みと異なる処理が 発出 五 項 おいて、 述のように に当たり、 みを外 対す 放棄 の文言上、 の対 かどう

論をもって放棄されているように解釈した上述のような条約解釈のあり方によって提起された問題 声 明 5項に個 人の 損害賠償請求権 の放 棄に関する明らかな規定がない 場 一合に、 最高裁 は は 戦争中に 枠 組 声明によって放棄されているとして棄却された。

ると明らかに証明されない限り、 定がない場合に、個人の権利を制限しようとする拡大解釈を招くおそれがある解釈方法ではなく、 にはまず考えるべき先決問題であろうと思われる。 損害を蒙った個人の損害賠償請求権にかかわる条約解釈はいかなる方法で行うのか。これは本件判決を理 結論的に言えば、人権保護の国際法と国内法の流れに沿って個人の損害賠償請求権の放棄に関する明らかな規 放棄されていないと解釈したほうが関係する諸実践ひいては法の目的の要請 放棄されてい 一解する

5項を解釈した方法とそれによって導かれた結論を再吟味したい。 の諸実践に関する考察を踏まえて、本件におけるあるべき解釈をしながら、 したがって、本文は、以上のような視角から、 戦後補償での個人の損害賠償請求権にかかわる場合の条約解 最高裁が 「枠組み」論をもって声明 釈

応えられるのではないかと思われる。

一、個人の請求権にかかわる条約解釈の諸実践

1、日本政府の立場

九六三年一二月七日に、 原爆訴訟第一審では、 日本政府は平和条約第19条 a の放棄規定について次のよ

うに主張した。

対日平和条約第十九条 a の規定によって、 日本国はその国民個人の米国及びトルーマンに対する損害賠

接に賠償を求める権 家が外国との合意によって放棄できることは疑い 国家が個 人の国際法上の賠償請求権を基礎として外国と交渉するのは国家の権利であり、 峲 は、 国家の権利と異なるから、 いない しが、 国家が外国との条約によってどんな約束をしようと、 個人がその本国政府を通じないでこれとは独立 0 権 利を国

償請求権を放棄したことにはならない

によって直接これに影響は及ば

ない

記載 放棄 び連合国民に対して請求権を行使することを禁止するために、必要な立法的、 消滅条項及びこれに対する補償条項は、 玉 0 間で約束することは可能である。 の賠償請 しているにとどまり、 したとはいえない。 従って対日平和条約第十九条 武水権、 すなわちいわゆる外交的保護権の 仮にこれを含む趣旨であると解されるとしても、 国民自身の請求権はこれによって消滅しない。……」 しかし、 a 対日平和条約には規定されていないから、 にいう「日本国民の権利」 イタリアほか五カ国との平和条約に規定されているような請 みを指すものと解すべきである。 は、 それは放棄できないものを放棄したと 国民自身の請求権を基礎とする 行政的措置をとることを相手国 このような個人の請求権まで 日本はその 国民が連 求権 合 Ĭ 玉 本 0

ンダ 本政府に対して、 のよく言われた 合国民の請 · ダ政 憲法は私権の没収を禁止する―― は実にサ条約交渉過 府 はこれを支持する根拠を持たないとの意味である、 一吉田 条約第14 放 一葉は ステイッカ 条 国民の私権を消滅させるも 程においてオランダ政府が主張 b 項による連合国 -書簡』 オランダ国民は日本の法廷に日本政府または日本国民を訴追できるが、 と一九五六年三月一三日 の Ŏ, 「戦争遂行中に日本国及び国民が取った行動から生じた連 すなわち、 したものと共通している。 という解釈に同 私権没収 『オランダ国民のある種の私的請求権に 意を求めたも の効果をもつのでは つまり、 0 (6) オラン 結果として、 . ダ 敀 は オ ラ 関 あ オ H

する問

|題の解決に関する議定書||

はそれである。

本政府の当該解釈は早くも一九五六年八月二〇日の平和条約請求権放棄賠償請求訴訟第一審では見られた。 国会答弁とシベ リア抑留訴訟などでも現れた。 これは 一九九〇年初頭までに、 日本政府の請求権 に関

2、関釜元慰安婦控訴審判決

る基本的な立場を形成するようになった。

求権に関する問題が、……完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。 両締約国は、 二〇〇一年三月二九日に、 両締約国及びその国民 関釜元慰安婦控訴審判決では、 (法人を含む) の財産、 広島高等裁判所は、 権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間 『日韓請求権協定』 第2条、 . の請

という規定について、次のような判断を示した。 権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、 下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求 方の締約国及びその国民の財産、 権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国 いかなる主張もすることができないものとする。」 [の管轄 0

損害を受けた場合に、 全かつ最終的に解決されたこととなる』ことを確認したものということができる。 に放棄することにより、 「……日韓両国は、 自国及びその国民の 当該被害者個人が加害国の国内法に従い、 V 2 わゆる戦争損害の補償・賠償等の問題に付き、 『財産、 権利及び利益』 実体的な権利 及び 国際法上、 『請求権』 (右両国間にお 個人が 両国の に関する外交的保護権 他 国家間におい 国の 61 て前記措置法に 加害行為により ては を 相互

すべきことになるものと解するのが相当である。」 される。 より消滅したものを除く。)を行使することは、 とは妨げられておらず、 したがって、韓国民が我が国の裁判所に本件の主張と係わる損害の補償 当該請求権についての法律的根拠の有無は、 国際法上の外交的保護権の存否にかかわらず、 当該受訴裁判所において個別具体的 賠償などを求めて提訴するこ 許容されると解 に判 断

思われるが、つまり、一九九一年八月二七日に、 のような答弁をした。 の裁判所の判断である。 の判断があった。これはサ条約と同じく『日韓請求権条約』 このほかに、二〇〇三年七月二二日のアジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟控訴審判決などでは 当該訴訟において日本政府も同様な主張をした。 柳井外務省条約局長は、第一二一回国会参議院予算委員会で次 が明らかに国民の請求権の放棄を規定している場合 これは柳井答弁の影響があるだろうと 同 趣旨

ます。__ す。 ますけれども、 「……日韓両国間において存在しておりましたそれぞれの国民の請求権を含めて解決したということでござい 日韓 したがいまして、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございませ 両国 |間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でござい これは日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したということでございま

3、山西省性暴力被害者訴訟第一審判決

一〇〇三年四月二四日に、山西省性暴力被害者訴訟第一

審判決では、東京地方裁判所は次のような判断を示した。 153

見解は、 この点は、そもそも、 することとして、わが国に対する損害賠償請求権を放棄させたという形跡はなく、 民共和国においては、 者に自ら損害賠償義務を履行する場合など、その代償措置が講じられているときに限られるべきところ、中華人 との間で締結した条約を持って被害者の相手国に対する損害賠償請求権を放棄させえるのは、 有の権利であって、その加害者が被害者の属する国家とは別の国家であったとしてもその属する国家が他 で放棄したものではない。 放棄したにとどまり、 同声明 に対して、 「……被告は、日中共同声明をもって、被害者個人のわが国に対する損害賠償請求権も放棄されたと主張するが、 ર્ધ 国民である被害者の相手国に対する損害賠償請求権まで放棄したものではないとして、これを否定して その相手国である中華人民共和国 国際法の基本的な枠組みの中で解釈されるべきものであって、 相手国の国民である被害者個人のわが国に対する損害賠償請求、 わが国においても、 日中共同声明を調印することによって、自国民に対して日中戦争に係わる被害を自ら賠償 被害を受けた国民が個人として加害者に対して損害賠償を求めることは、 例えば、 (戦争当時は中華民国) 日ソ共同声明についても、 が損害賠償請求、 日中戦争における加害国であるわが国 日韓請求権協定についても、 被告の主張は採用し得 いわゆる「被害賠償」 Ŋ わゆる「戦争賠 自国民である被害 当該国民 0 政府 国 ま

4 西松建設会社事件控訴審判決

いることからも裏付けられるというべきである。」

また二〇〇四年七月九日に、 「……日中共同声明第5項は、サンフランシスコ平和条約14条 西松建設会社事件控訴審判決では、 (b) 『連合国は、連合国のすべての賠償請求権 広島高等裁判所は次のような判断を示した。

0

戦争 することは明記され 事経費に関する連合国の請求権を放棄する。』と規定しているのと明らかに異なり、 0 遂行 中に日 本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国 てい いない Ļ 中華人民共和国政府が放棄するとしたのは 『戦争賠償の 民の他 の請求権並びに占領 中 国国 請 求 民が請求権を放 のみである 0 直 棄 接

次 コ平 当該 中 することは困難である。 明記されていない中国国民の加害者に対する損害 としてできないというべきであることからすると、当時の日本政府側の意図はともかく、日中共同声明第5項に、 家が他の 菌 中 人元 和条約 第 玉 民固 人戦 本来、外国人の加害行為によって被害を受けた国民が個人として加害者に対して損害賠償を求めることは、 審 「国家との間で締結した条約をもって、 慰安婦 判決、 |後補償訴訟では、類似のような判断は、二〇〇二年四 の締結当事者になっていないことに照らせば、 有の権利であって、 二〇〇四年三月二六日の新潟強制連行 第一 このことはサンフランシスコ講和会議に中 次訴訟控訴審判決などでも見られた。 その加害者が被害者の属する国家とは別の国家であったとしても、 被害者の相手国に対する損害賠償請求権を放棄させることは原 (被害) なおいっそう明らかであるというべきである。」 強制労働事件控訴審判決と二〇〇四年 賠償請求権の放棄までも当然に含まれているものと解 月二六日の福岡 華 人民共和国が招待されず、 中 玉 人強制 連行 ·強制労働事件 サンフランシス 一二月一五日 その属する国

則

三

声明5項に対するあるべき解釈

1 解釈方法の設定

る。 きわめて興味深い解釈である。ところで、個人の請求権をなくさない点では条約解釈の方法として注目されていサ条約と日韓協定のそれほど明らかな放棄規定に直面する場合に、日本政府の立場と裁判所の判断を考えると、 放棄されていないように解釈されることになった。 その文脈では、 個人の請求権の放棄に関する明らかな規定が存在していない声明5項も、 当然の帰結として

損害賠償請求権が放棄されてい を踏まえると、本件では、 かかわらず、 の戦争賠償以外の請求権及び国民の請求権の放棄を含むか否かが必ずしも明らかとは言えないところがあるにも さらに、 しかし、 最高裁は四 ウィーン条約の解釈規則に従って、 上述のような個人の損害賠償請求権にかかわる条約の解釈方法に関する日本政府と裁判所の ・二七判決ではその立場を変えた。 声明5項は個人の賠償請求権の放棄について明らかに規定されてい ないように解釈 明らかに放棄されていることは証明されない限り、 した方がその一 声明 5 項は、 貫性は見られると思われる。 確かに最高裁に言われたように、 ない 以上、 放棄さてい 個人の 国家間

11

結論に到達すべきだと思われる。

と考えるので、

この点について中国

側

の配慮を期待したい。」

九七二年九月二六日に、

北京で行われた周総理と田中角栄首相との第

口

一中日首脳会談で、

周総理は

高島

2、締約過程に対する考察

九七二年七月二九日に、 周恩来総理は訪中の竹入義勝公明党委員長と会談し、 共同声明に関する中 国 側 0 草

案を示した。その第1項は次のようである 中日両国人民の友誼のため、 中華人民共和国政府は、 日本国に対する戦争賠償の請求権を放棄す

九七二年九月二六日午前に、北京で行われた姫鵬飛外交部長と大平正芳外相との第一回中日外相会談で、 日

償の請求も行わないことを宣言する。) 本側の共同声明に関する草案は示され、 (7中華人民共和国政府は、 日中両国人民の友好のため、 第7項が次のようである。 日本国に対し、 両国間の戦争に関連したい かなる賠

ら無効であったことを明白に意味する結果となるような表現が共同声 ものであるが、他方、 なわち、 内容は、 日本側提案のような法律的ではない表現であれば、 また同会談で、高島益郎条約局長が日中共同声明日本側案の対中説明を行い、 賠償 の問題に関する第7項は、 日本政 中国側 一府は、 の「大綱」第7項とその趣旨において変わりがないが、若干の表現上の修正が行われてい 第1項の戦争状態終結の問題と全く同様に、 わが国に対して賠償を求めないとの中華人民共和国政府 本来わが方提案すべき性質の事 日中双方の基本的立場を害することなく、 項ではない 日本が台湾との間に結んだ平和条約が当初 ,明の中で用い ので、 0 次のように発言した。 〈二字欠落〉 られることは同意できない。 括弧内に含めてあ を率直に 問題を処理しうる に評 価する か

157

言に対して、次のように反論した。

が台湾に逃げていった後で、しかも桑港条約の後で、日本に賠償放棄を行った。他人のもので、自分の面子を立 てることはできない。戦争の損害は大陸が受けたものである。 「……蒋が賠償を放棄したから、中国はこれを放棄する必要がないという外務省の考え方を聞いて驚いた。 蒋

我々は賠償の苦しみを知っている。この苦しみを日本人民になめさせたくない。

……日中両国人民の友好のために、賠償放棄を考えた。しかし、蒋介石が放棄したから、もういいのだという

考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である。……」

を行った。 華人民共和国政府は、日中両国人民の友好のため日本国に対し戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」 「大平大臣 一九七二年九月二七日に、北京で行われた第三回中日外相会談で、両外相は次のように声明5項に対する確認 賠償請求については中国側の案を受け入れることが出来る。従って、賠償の部分については、「中

姫外交部長 その通りである。」

以上は声明の締約過程での損害賠償請求に関するすべての記録である。これによれば、 明白に放棄されている

び「いかなる賠償の請求」という日本側の草案は、結局採用されなかったことを考えると、この推測に正 る意味合いをも読み取れる。さらにすれば、 の放棄が承継されるように推測することができる。しかし、中国側の「復交三原則」に対する日本政府の立場及 という証拠は一切見当たらなかった。 確かに条文における「請求権」から「請求」へ変わった締約過程に関する日本側の主張によれば、「日華平和 戦後補償に直面する当時の日本政府は、上述のようにサ条約の放棄 反対す

条項を解釈した以上、 中日交渉では個人の請求権の放棄にこだわる必要性もなくなるのではないかとい 、う推 測

できるであろう。

上述のような解釈は覆されなく成り立つことができると思われる。 釈規則に従って、 しかし、 推測とくに個人の請求権をなくそうとする推測をもって条約解釈をすることは禁物である。 当該考察を通じて、明らかに規定されていない場合、 個人の請求権が放棄されていないという 条約 0 解

3、締約後の中国側の立場に対する考察

江沢民総書記のインタビューに対する答え 一九九二年四月一日に、 江中国共産党総書記兼国家主席は 訪 H す

る前に、日本人記者団のインタビューに対して、次のように答えた

これらの問題について条理にかなう形で妥当に解決すべきだ、と主張してきた。このようにすることが、 して、 れ両国 「日本軍国主義が起こした中国侵略戦争は中国人民に巨大な損害を与えた。戦争が残したいくつか われわれは一貫して事実に基づいて真実を求める、 「の友好協力、 共同発展及び両国人民の友好増進に有利である。 厳粛に対処するという原則を主張し、 相互に協 。 の 間 われ .題に関

述べており、 争賠償問題に関 この立場は変わらない。」 しては、 中国政府はすでに一九七二年に発表した『中日共同声明』 で自らの立場を明 か

其琛発言より踏み込んで、 同 発言の後半は同 |年三月二三日の銭其琛中国国務委員兼外交部長の 『読売新聞』 が報道されたように、「中国当局として民間賠償要求の動きを黙認する考 発言を繰り返したものであるが、 前半 は 銭

銭其琛外交部長の発言

説

会で、劉彩品代表の質問に対して、次のように答えた。

「一九七二年『中日共同声明』で放棄したのは国家間の賠償であり、中には個人の賠償請求は含まれてい

一九九五年三月七日に、銭中国副首相兼外交部長は、全国人民代表大会の台湾省分科

強制連行強制労働の被害者が日本の企業へ賠償を求めることについて、

中国政府は干渉も阻止もしない態度で

あ る。 __

反論がなされたことはないことの方が、はるかに重要な事情といえる。」というふうに、 同じ認識であると理解している」旨を再三明言しているのに対し、 争の遂行中に生じたすべての請求権の問題は日中共同声明発出後存在しないと認識しており、かつ、中国政府も 価値に疑問を投じた。 のようであり、あまり有益な議論ではないように思われる。むしろ、わが国の首相などが国会答弁などにおいて「戦 の認識を述べたという発言の真偽をめぐる議論もなされているが、公式に確認できない不規則発言に類するもの 最高裁判所判例解説は、「ところで、中華人民共和国政府高官が個人請求権は放棄の対象に含まれていない旨 中華人民共和国側から、これに対する抗議 同銭其琛発言の真偽と

表したものと理解すべきだと思われる。 たく問題はない。「不規則発言」の点についても、銭其琛発言は上述の江沢民発言を引継ぎ、さらに明白な形で 言と外国人記者の報道によって直接に証明されることはできるため、上記解説が指摘する「発言の真偽」にまっ 現場で取材していた日本人記者によって報道された。したがって、銭其琛発言は公の場で行われ、 しかし、 劉元全人大代表の『陳述書』によれば、銭其琛発言は劉元代表によって確認されることはできるし、 劉元代表の証

陳 健新聞司長のインタビューに対する答え 九 九五年五月三日に、 陳中 国 「外交部新聞」 司 長は記者 0 イ

ビューに対して、次のように答えた。

はいまだ問題を残しており、これらの問題は今に至っても関係する中国人に精神的に損害を残している。これ の問題について日本側は真剣に対応し、 **鶯問題はすでに解決している。** この問題に関するわ 善処し、必要なことを行うよう希望する。」 れわれ の立場に変化はない。 もちろ h 日本 'n 侵略 戦 争

国家間 三者的な立場に立っていた。今回の発言は、対日民間賠償に対する中国政府の立場の変化を示した。」と報道した。 の立場を基礎にして、民間賠償要求運動を容認または支持をするようになったと思われる。 吉 明5項には民間賠償を含まないという中国政府の立場は、 日新聞 の賠償問題は決着しており、 』はこれに対して、「民間賠償が必要」中国外務省立場変え踏み込むという見出しで、「中国はこれまで、 民間賠償については、 基本的には日本政府と中国国民の関係であるとの、 前述のように九十年代にすでに表明され、かつこ

国人 国民間対日賠償請求法律援助専用基金が設立された。 中 八戦争被害者の権 玉 民間 .対日賠償請求法律援助専用基金の設立 利 :救済の手助けを目的とするものである。 二〇〇五年七月二九日に、 同基金は中国民間対日賠償請求法律援助活動に専用 中国法律援助基金会のもとで、 中 中

護を受け、 中 [法律援助基金会は一 法に保障される国民の基本的権利を守ることを目的とする。 九九六年に中国政府の許可によって設立された公募基金である。 国民が平等に法 0 保

除とする中国で数少ない基金会である。 同基金会は設立資本金には中国政府の割り当て金があり、 また同基金会の会長、 副会長と理事は元または現職の 企業と個人からの寄付金も所得税 单 菌 政 府 の幹部 全額 控

よって構成されている。

してい 中 国 中 政 玉 ,る政 府 の特有な政治体制のもとで、 :の民間対日賠償要求運動を容認または支持をする立場をより具体的なな行動へ移した現れである。 府機関のような存在である。 同基金は非政府機関の性質を持つものであるが、 この意味からすれば、中国民間対日賠償請求法律援助専用基金の設立は 実に中! 国 [政府の立場を代弁

で記者のインタビューに対して、 |健超報道官のインタビューに対する答え 二〇〇七年四月二六日に、 次のように答えた。 劉中国外交部報道官は定例の記者会見

する問題を処理するようわ を行うべきではない。 的基礎を成 『中日共同声明』 しており、 は中日両国政府が調印した厳粛な政治外交文書であり、 どちら側も文書で述べられた重要な原則と事項につい 日本の裁判所が明日下そうとする判決について、 n わ n ば 求めている。 日本側が上述のような原則に従って関連 戦後の・ て、 司法解釈を含め、 中 日関係の回復と発展 方的 の政 13 解

責任を負い、 強制連行強制労働は、 同問題を真剣に対処しかつ妥当に処理しなければならない。」 日本軍国主義が中国侵略中に犯した重大な犯罪行為である。 日本政府は、 誠実な姿勢で

そして、 最高裁四・二七判決が下された当日に、 劉報道官は次のように同判決を非難した。

ある。 『中日共同 中 歯 |側が 声明』 :再三にわたって行った厳正な申し入れを顧みず、 で日本へ の賠償請求権を放棄したのは、 両 !国人民の友好と共存に着眼 この条項を恣意的に解釈した日本最高裁判 して行っ た政 治 判 所 断

行為に我 本最高裁が 、々は強く反対する。 『中日共同声明』 について行った解 釈は違法なものであり、 無効である。 中 国 側

対処し、 日本は中国侵略中に、 蕳 題を善処するよう我 中 ・国国民を強制連行し、 では日本政 府に 奴隷のように扱った。 求 いめてい これは日本軍国主義が中国人民に対して

の関

心に真剣に

犯した重大な犯罪行為であり、 かつ今も妥当に処理されていない現存している重大な人権問題でもある。 中 崮

側

は既に、 歴史に責任を負う姿勢で同問題を善処するよう日本側に求めている。」

劉報道官のインタビューに対する答えは、以下の二点で極めて重要なものだろうと思わ れる。

日本軍国 .主義が中国侵略中に中国人民に対して犯した重大な犯罪行為について、 日本側に善処するよ

[国民の損害賠償請求権が声明によって放棄されたという判決の解釈は違法で、

無効であること。

う求めること。

第一に、

中

歯

的基礎をなしていると思われる。 張は最高裁四・二七判決が下される前後に現れ、 第二点について、国際社会で今日最重要視されている人権の視角から同問題の解決を促す狙いであろう。この主 第一点について、 声明5項に民間賠償を含まないという中 かつ第一点とともに現在中国政府 国政府の従来の立場によって導かれた主張である。 0) 問題解決に関する主張の法

姜瑜報道官のインタビューに対する答え 二〇〇八年九月一 八日 Ę 姜中国 外交部報道官 は 記 者 0 イ 夕

ビューに対して、次のように答えた。

制連行強制労働は、

日本軍国主義が中国侵略

中に中

国

人民に対して犯した重大な犯罪行為である。

 \mathbb{H}

本

政

府は誠実に対応し、妥当に処理するようわれわれが一 貫して求めている。 日本側は強制連行 強制労働 0 中 玉

| 被害者の正当な要求を真剣に対処するよう希望する。|

サイト 以上 は賠 中 | 償問題に関する中国側の代表的な実践である。 日関係に おける諸問題 五 戦争賠償問題」における主張や中国香港特別行政区議会の二〇〇三年決 他に二〇〇三年八月二一 日中国外交部オフィ

議と二○○七年決議などがある。

163

う立場も表明されたし、 るという意思表明が存在しているか否かにあると思われる。ところで、以上のような考察によれば、 る国民の請求権の放棄に関する実践は存在していないどころか、九十年代に声明5項に民間賠償を含まないとい 以上のような視角から中国側の 最高裁四・二七判決前後に、さらに重大な戦争犯罪行為を理由に同問題の善処を求める 『中日共同声明』5項に関する立場を考える場合に、 同様に明らに放棄してい 中 国 側によ

四 いわゆる「枠組み」論の問題

ように自らの主張を強めてきた。

「枠組み」 論と条約の解釈規則

者の関係を明らかにしなければならない。そうでなければ、 サ条約の規定をもって声明5項を解釈することは 同

しサ条約の規定をもって声明5項を解釈することができるとすれば、その前提として条約解釈の視角

である。中華人民共和国政府も中華民国政府も代表権の問題のため、 3の三状況のどれかに該当しなければならない。 きないと思われる。その関係を確認しようとするならば、サ条約は必ずウィーン条約の第3条2の二状況、 九五二年四月二八日に、日本国は当時の中国のいわゆる正統政府である中華民国と『日華平和条約』いわゆる「日 ところで、サ条約は一九五一年九月八日に日本国と四八ヵ国の連合国が戦争を終結させるために締結したもの 講和会議に参加することはできなかった。

解決するものとする。」と規定してい 中華人民共和国を中国を代表する唯一の合法政府として承認した。また声明では戦争賠償について前述のような 国と中華民国との間 台条約」 を締結した。 に戦争状態の存在の結果として生じた問題は、 その第11条は る。 「この条約及びこれを補足する文書に別段の定がある場合を除くほ しかし、一九七二年九月二九日に、 サン・フランシスコ条約の 日本政府は 中 玉 政 府 と声 相当規定に従 明 を締結 って 日本

規定をした

直面 のような判断を示した。 二〇〇五年三月一八日の中国人 した場合に、 日華平和条約11条は、 『日華平和条約』 同条約に別段の定めがある場合を除くほ 「慰安婦」 の中華人民共和国による政府承継を通じて、 第二次訴訟控訴審判決では、 か は 東京高等裁判所は、 Н 本 サ条約の関係規定を適 -国と中 華 良 声明 0 間 5 項 K 戦 用 の規定に 争 状 次 熊

たことが認 和条約には戦争被害の の存在の結果として生じた問題は、 Ď 放棄を規定したサンフランシスコ平和条約14条 めら ń 賠償問題につい サンフランシスコ平和条約の相当規定に従って解決する旨を規定し、 て明記した条項 くは存り b しない の内容に従うべきことが日華平 ため、 その 11 条により、 連合 扣 条約 国による賠 の内容とされ 償 H 請 苸

国との 華民国 [が実際に支配 中 間で締結した平 華民国 |政府が中 してい 和条約は ・国を代表し、 た範囲のみならず、 国家としての中 中国国民 の権 大陸を含む中国全体に適用されると解するのが相当である。 国と日本国との .利義務を条約によって処分する権能を有するものとしてわ 間で結ば れたものとしての効 果を有 当 が 中

の合法政府であるという点は受け入れたが H 本 政 府 は 日 中 共 同 .≓ 明 Ó 発出に当たり、 (2項)、 上 その余については、 記 の三原則のうち、 『日本側は 中 華人民共和国 中 華 人民 が中 共和 国を代 国が提起した 表する

説 「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。』としたものの ……中華人民共和国の主張を受け入れたとは認められない。

である。」 既に生じている権利関係を改めて確認したものにすぎず、新たに法的効果を生じさせるものではないというべき 項が含まれているが 日中共同声明には、 既に、 日華平和条約によって放棄されており、 (5項)、上記のとおり、 中華人民共和国政府が、 戦争によって中国の国家及び国民が日本に対して取得した損害賠 日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言するとの条 日中共同声明中の戦争賠償に関する上記の条項は

状態がこれにより解消されたという意味に解釈し得るものとして採用されたものであった。」と。 れば日中戦争の終了宣言と解釈できるものであり、他方、 盾なく日中戦争の戦後処理を行われることを意図して、共同声明の表現が模索され、その結果、 当然にその効力が及ぶものとすることはできない。」と。「復交三原則」について、「……いずれの立場からも矛 入ることがなかった中国大陸に適用されるものと断定するものはできず、中国大陸に居住する中国国民に対して ように最高裁によって批判された。すなわち、『交換公文』について、「同条約の締結後中華民国政府の支配下に しかし、東京高裁の『交換公文』と「復交三原則」にかかわる声明の関係条項に対する解釈に関しては、 日本国からは、 中華人民共和国政府と国交がなかった ……中 国からす 次の

の条約の条項が、 後に日本側 実際に声明の締結過程において中国側と日本側は、『日華平和条約』 声明 は、 の前文で「十分理解する」という形で妥協した。また『日華平和条約』 「日台条約」が不法、 中華民国に関しては、 無効であり、 中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後に入るすべての領域に適用 廃棄されなければならないという中国側の主張を受け入れ の処理をめぐって鋭く対立してい の『交換公文』 第一号は 最

が、

しか

これこそ

み

0

.番であろう。

言い

み

ば

互.

係

0

条約と声

に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」及び「当事国 に該当しない 2の「条約の締結に関連してすべての当事国の間でされた条約の関係合意」と「条約の締結に関連して当事 又は二以上が作成した文書であってこれらの当事国以外の当事国が条約の関係文書として認めたもの」 したがって、 į サ条約と声明との関係は、 同条3の「条約の解釈又は適用につき当事国 政府承継を通じてのルートが断たれた。よって、ウィーン条約第31 「の間で後にされた合意」と「条約の適用 0 間 の関係に の つき後 お 場 7 0

が

ある。.....」

と規定してい

論は必ずしもウィーン条約の解釈規則に従って声明を解釈するものではないと思わ

れる。

ゆえに、

よって、サ条約と声明は条約解釈の視角からすれば、いかなる関係をも有しないものである。

のいずれにも該当しない

適用される国際法の関連規則」

2 枠組み」 論と条約の第三国に対する効力

を無理に関係を持たせるために作り上げたものである。この「枠組み」はサ条約を超えて、 ような効力を持たせた。そうなると、「枠組み」 和条約に有 効のみならず、 、「枠組1 声明もその文言がサ条約のそれと明 論 出 論は条約の解釈規則どころか、 換えれば、 白に異なるにもかかわらず適用することができる 「枠組 論 客観 相 郎的制度 一無関 それ以後の二 (objective regime) サ 玉 明 間

がらみの存在になる。

客

観 的 制

一度は、

条約と第三国の規則

の例外をなし、

対世

(erga omnes)

的性格の

ために条約を第三国 に効力を 167

創設する制度などを内容とするものではないので、当然対世的性格を有していない。 は避けられない。しかし、その「枠組み」は客観的制度で言われた非武装化の制度、 府がその国民の請求権を放棄するという効力を与えた。よって、放棄の範囲と性質に関して、 生じさせることが出来るようにさせられる。本件では、最高裁は、 ていないが、中国が当事国でないサ条約のいわゆる「枠組み」をもって声明5項に対する解釈を通じて、 いて客観的制度が激しい論争の的となってきたが、非当事国に対する条約の効果に関する同概念は結局、 , サ条約によって拘束されるようにした。ゆえに、「枠組み」論が客観的制度の法理で声明5項を解釈する嫌 当事国でない条約が中国を拘束すると明言し しかも、 国際水路の制度及び機構を 国際法委員会にお 中国は当事 中国 子国でな 政

不合理に制限するようになった。これは四・二七判決の問題の所在である。 用させるものである。これによって個人の損害賠償請求権にかかわる条約解釈を拡大解釈へ導き、 したがって、「枠組み」論は条約の解釈規則ではなく、 客観的制度を誤用し解釈を通じてサ条約を第三国に適 個人の権利を

実定法

上認められなかった。

五 おわりに

15 (39) 人の権利を制限しようとするいかなる拡大解釈は許されないであろう。戦後補償訴訟全体を振り返ってみると、 人権保護 国家は対人主権に基づいて個人の損害賠償請求権を放棄することができるとしても、 の法整備に伴い、 国家と国民との関係についても国内法はもちろん、 国際法の構造と性質の 明文でもなく、 転換中 かつ個

(8)

同上。

(7)

『判例時報』

一七五九号、第四二頁

(5) (4) (3) 被害者の重大な人権侵害の救済を実現させようと建言したい。 これはボロだらけの法解釈をもたらすのみならず、 (6) (2)(1) 交交渉をし、 日共同声明』に関する解釈は不法であり、 反省しなければならない点は補償または賠償を回避するための法解釈をしてはならないことにあると思われる。 二〇〇七年年四月二七日に判決が言い渡された翌日に、 注 吉 (しん すうよう 西村熊雄 明 『判例時報』 [判例時報] 『判例時報 『判例時報 『判例時報』 が中国国民の損害賠償請求権を放棄したのか否かに関しては、 また最高裁が個人の損害賠償請求権にかかわる条約の解釈方法を正し、 『日本外交史27サンフランシスコ平和条約 三五五号、第二三—二四頁 一九六九号、第三七頁 九六九号、 九六九号、 九六九号、 中国政法大学教授 第三六頁 第三五頁 第三七頁 無効である。」と批判した。 (鹿島研究所出版会、 個人の権利と利益を保護する法の目的を喪失しかねない 中国外務省スポークスマンは 昭和四六年) 中 白 |両国 政府が今までと違って積極 中国人を含むすべての戦争 「日本最高裁判所

的

に外

0

中

(11)

『判例時報』一八六五号、第六二頁

- (9) 『第一二一回国会参議院予算委員会会議録』第3号(一九九一年八月二七日)第九─一○頁
- (10) 『判例時報』一八二三号、第七四頁。
- (12)山手治之「第二次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」(『京都学園法学』二〇〇〇年、第3号、 第
- 一〇五頁)では、「責任逃れのため」と酷評した。
- (13)石井明ほか編集 『記録と考証日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』(岩波書店、二〇〇三年)第三二頁
- (14) 石井・前掲注(3)書、第一一七—一一八頁。
- 石井·前掲注⑴書、第一一四頁。

(16) (15)

石井・

前掲注(13)書、

第五六—五七頁

- (17) 石井・前掲注(13書、第一〇六—一〇七頁。
- (18) 『人民日報』一九九二年四月三日。
- (19)「資料一四七 『人民日報』 一九九二年三月二四日。霞山会編『日中関係基本資料集一九七二――二〇〇八年』財団法人霞山会、二〇〇八年、 戦争被害に係わる民間賠償請求についての銭其琛国務委員兼外交部長の記者会見談話(一九九二・三・二十三)」、
- (21)(20)償が請求放棄せず」 第三六二頁。 これは二〇〇九年六月二二日の劉彩品元代表『陳述書』によるものである。 『読売新聞』 一九九五年四月二日 対日問題で中国外相、 一九九五年三月九日付 『読売新聞』「民間請求権放棄せず」戦争賠償中国外相が見解 他に一九九五年三月九日付 『朝日新聞』 「個人の賠

九九五年六月二四日付

『毎日新聞』

「中国政府が民間賠償請求を容認」などがある。

(28)

(22)『最高裁判所判例解説』 60巻11号、第三六七四頁

(23)

の見出しで、「分科会終了後、 外相が劉さんに握手を求め「いい質問でしたね。」と声をかけた。」と当時の様子を伝えた

日本側の放棄に関する見解に対する中国側の対応が実際に放棄に対する黙

これも最高裁四

二○○九年七月一日の劉彩品元全人大代表『陳述書』。一九九五年六月二四日付『毎日新聞』は「中国政府が民間賠償請求を容認

(24)

後半の国会答弁について、最高裁判所判例解説は、

認を構成しているかのように見えるが、これは中国側による明白な放棄ではないと思われる。そうでなければ、

二七判決の「枠組み」論と同様に、拡大解釈を招きかねない解釈方法に陥り、 個人の権利を制限または侵害するようになると思わ

(27) 法收入。 《基金会章程》 第四条 本基金会的原始基金数额为人民币二〇〇〇万元、来源于组织募捐的收入;投资收益;财政拨款及其它合

(25)

『人民日報』一九九五年五月四日。

れる。

(26)

『朝日新聞』

九九五年五月五日。

财政部、 国家税务总局文件 财税〔二〇〇三〕二〇四号。

(29)中国外交部ホームページ:http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/wjdt/fyrbt/t314289.htm。

(30)中国外交部ホームページ:http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/wjdt/fyrbt/t314634.htm。

(31) 中国外交部ホームページ:http://www.fmprc.gov.cn/chn/pds/wjdt/fyrbt/t513476.htm

以前の関係訴訟で証拠としてすでに提出されたため、ご参照ください。

(32)

『赤旗』

二〇〇七年四月二七日。

判決文、 第一二頁、 第一 四—一五頁。

(34) (33)

(36) (35) 『判例時報』一九六九号、第三六頁。

李

『判例時報』一九六九号、第三六―三七頁。

浩培著《条约法概论》(法律出版社、二〇〇三年)第四〇二—四一六頁。

崇陽「西松建設会社事件に関する最高裁判決の枠組み論について」『法律時報』第九九四号(日本評論社、二○○八年四月)

波書店、二〇〇七年)第七一—七二頁。

(39)

(38)

第一〇七頁。 辛 (37)

五十嵐正博「最高裁は国際法の発展に寄与できるのか―日華平和条約・日中共同声明と中国「国民」の請求権」『世界」第七六三号(岩